

第一回國会

## 農林委員会議録

## 第十七号

昭和十二年八月二十八日(木曜日)

午前十一時開議

出席委員

野溝 勝君

後藤鈴木 強平君

理賀君

伊東北 二郎君

大島 義晴君

田中 健吉君

成瀬喜五郎君

平工 喜市君

松澤 一君

小林 達美君

志賀健次郎君

坪井 龍藏君

八木 一郎君

森 幸太郎君

佐々木秀世君

野上 健次君

細野三千雄君

平野 実郎君

重富 卓君

梁井 淳二君

鶴根 久藏君

的場金右衛門君

出席農務大臣

農林政務次官

井上 良次君

農林事務官

山添 利作君

八月二十八日食糧供給對策小委員萩原

壽雄君辭任につき、その補職として坪井龜藏君

を委員長において、指名した。

八月二十九日食糧供給對策小委員萩原

壽雄君辭任につき、その補職として坪井龜藏君

を委員長において、指名した。

本日の會議に付した事件

小委員補闕選定の件  
小委員追加増員の件農業協同組合法案(内閣提出)(第二  
九號)

體の整理等に關する法律案(内閣提出)(第三〇號)

○野辺委員長 會議を開きます。清澤

君。

○清澤委員 二、三御質問したいと思

います。農業會が協同組合の成立によ

つて解散せられたあとの人員の整理の

問題が、重要な問題として残されてお

るのあります。その人員の整理に

あたつて、あるいは解職等を中心とす

る財産分配が、退職手當等の名義によ

つて第二會社等に轉出される憂いを非

常にもつておりますが、この人員の配

置轉換といいますか、そういう問題に

關してはどういう具體策をおもちにな

つておるのか、お伺いしておきたいと

思います。

○山添政府委員 新しい協同組合が從

來の農業會と自然仕事の面について變

わつた點もありまするので、仰せのよ

うに相當現在の職員等について、他の

方面に移る人が出てこようかと思いま

す。その受入態勢と申しますか、そな

う點については、技術員等の相當部

分は、生産調整法等に基づく市町村に設

置されます農業調整委員會の職員とし

任につき、その補職として坪井龜藏君

を委員長において、指名した。

八月二十九日食糧供給對策小委員萩原

壽雄君辭任につき、その補職として坪

井龜藏君を委員長において指名した。

本日の會議に付した事件

小委員補闕選定の件  
小委員追加増員の件農業協同組合法案(内閣提出)(第二  
九號)

であるわけであります。そのことに伴

ておるわけであります。

つて今お述べはなりました問題、すな

わち退職金、またそれを捻出するため

ともに、しかば財産處分の價格との

關係はどうするかということについて

は、この退職金を當然合理的な程度に

支出すべきはもちろんでありますと

支出來ますけれども、動産的な

物資等が持出されている危険性があ

り、または都道府縣農業會等がもま

する區域の定まらない工場、加工工場

等がそういう方面に用いられようと

したり、あるいは現に新しくそういう

方針が行なわれている上位的な形勢

をみますとき、それに對する政府と

してはつきりとした取締の方針また

高値段で賣ることもありますし、ま

た一面退職手當というようなものは當

然經濟に計上されるものでありますし、ま

たこれは組合の全體の新勘定等につ

いて見ます貸借對照表等をつくる場合

には、それは考慮して、いかなければ

ならないと考えております。

○清澤委員 大體の方針はわかりまし

たが、私のお伺いしておりますのは、

そういう大員の整理事等によって一應

は解散になるのでありますから、それ

は當然退職金等を要求して一應の退職

をして、次の職業につくという職業の

口は、いくらか政府の方で考えておら

れますか、その退職等をいたしますと

同時にわたくしいたしては、現在の

人たちの新しい協同組合に移らない人

がある部分につきましては、できるだ

け行く先のお世話をいたしたいつも

り、いま一つは、なるほど財產處分に

それが適用せられるというような場合

上位の制限監督を加えているのであり

ます、すでに八月一日附の農林省令を

もしまして、法律に書いてあると同じ

こと、いま一つは、なるほど財產處分に

が、ないとは考えられないということ

が、このたくさんの人たちの退職金等

のために、現在の農業會の資產が全部

でわかるわけあります。そのことに伴

ておるわけであります。

ますが、これは算定の仕方によつてい

る、いろいろに算定もまたせられます

るので、そうした面を中心にして、今

県以上のものは農林大臣、市町村の單

位のものは縣知事が監督をいたしてお

りますので、御懸念のような點はない

ります。具體的にこれ

をどういうふうにしたいといふ

うな正式の認可はまだまつておりま

せん。それらの事柄につきましては、

個別的に資產の處分をやつしていくとい

うよりも、新しい協同組合に移譲する

もの、しかざるもの、全體のプラン

をしてはつきりとした取締の方針また

は當然の國の政策として、農業會が解

散されて、そつしてそこでたくさんの人

員負陶汰によつて退職資金が必要性が

積しまして農業會の資產がそういうた

めにござりますならば、これは當然政府

の責任においてその退職資金は考えら

るべきものであつて、農民が長い間養

育してまいりますならば、これは當然政府

で解散いたしますことは、はなはだ遺憾

であります。これは政府として十分

の點も多いと思うのであります。そ

ういう點に對しては、何らお考へが今

ございません。ある時の、時と言いま

すか社會的な要求に従つて解散いたし

ますといふとき、それを一々法律で

お考へをしていただく餘地があるので思

うのであります。御心焼をひとつ伺つておきたいと思います。

○清澤委員 今まで例がないからそ

うことは考へておられないし、やらな

いことになりますが、國が退職資金を

出すということは考へておられないで

あります。

○清澤委員 今まで例がないからそ

うことは考へておられないし、やらな

いことになりますが、國が退職資金を

出すといふことは考へておられないで

あります。

○山添政府委員 財產處分に關しま

すので、すでに八月一日附の農林省令を

もしまして、法律に書いてあると同じ

こと、いま一つは、なるほど財產處分に

ありますければ農林大臣、小さい下級

團體でありますれば知事、すなわち府

県以上のものは農林大臣、市町村の單

位のものは縣知事が監督をいたしてお

りますので、御懸念のようないい點はない

ります。具體的にこれ

をどういうふうにしたいといふ

うな正式の認可はまだまつておりま

せん。それらの事柄につきましては、

個別的に資產の處分をやつしていくとい

うよりも、新しい協同組合に移譲する

もの、しかざるもの、全體のプラン

をしてはつきりとした取締の方針また

は當然の國の政策として、農業會が解

散されて、そつしてそこでたくさんの人

員負陶汰によつて退職資金が必要性が

積しまして農業會の資產がそういうた

めにござりますならば、これは當然政府

で解散いたしますことは、はなはだ遺憾

であります。これは政府として十分

の點も多いと思うのであります。そ

ういう點に對しては、何らお考へが今

ございません。ある時の、時と言いま

すか社會的な要求に従つて解散いたし

ますといふとき、それを一々法律で

お考へをしていただく餘地があるので思

うのであります。御心焼をひとつ伺つておきたいと思います。

○山添政府委員 今まで例がないからそ

うことは考へておられないし、やらな

いことになりますが、國が退職資金を

出すといふことは考へておかないで

あります。

○山添政府委員 財產處分に關しま

すので、すでに八月一日附の農林省令を

もしまして、法律に書いてあると同じ

こと、いま一つは、なるほど財產處分に

が、ないとは考へられないといふこと

が、このたくさんの人たちの退職金等

のために、現在の農業會の資產が全部

でわかるわけであります。そのことに伴

ておるわけであります。

○山添政府委員 財產處分に關しま

すので、すでに八月一日附の農林省令を

もしまして、法律に書いてある同じ

こと、いま一つは、なるほど財產處分に

が、ないとは考へられないといふことを

言つておはりますよ。

ならば、これはあとに議論を残したいと思うので、その點はここに打切ります。

その次にお伺いしておきたいのは、協同組合法の第十二条の非農家の問題であります。「項、二項の第二号に該當する非農家の問題であります。これは第十六條によりますと、役員の選舉權もなければ、議決權もない。こういうふうになつて、いるのであります。

ところが整理法つまり農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案の四條、五條にまといりますと「農業團體の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じて」云々。「市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受け、當該市町村農業會に對し、その財產の分割を請求することができ、あります。が、たまく十二條の一、二項の二號に該當する人が新しく農業協同組合に参加したいたしませんなら、前回の權利といふものはその協同組合に繼承せられるのであります。が、そこにおいておかつ第十六條の議決權及び選舉權を有しない。こう思いますので、この點はどういうふうに解釋してよろしいのか、ひとつお伺いしたいと思うのであります。

○山添政府委員 議決權並びに役員の當然なるところの權利、これは農民に限つておるのであります。が、その理由とするところは、申すまでもなく農業協同組合における耕作農民の主體性を確立するという要求からまいつておる

のであります。ところが御指摘になり

規定せられますことは、そこに非常な

無理がある。こうう考え方をもつて

の超らないように、組合となりますと

ましたように、非農家であります。が、その處分はございません。新しく協同組合の組合員になります。で、そうして新しい協同組合が舊農業

會から資産を引継ぎます場合におきましては、非農家の持分に相應するものであります。が、その點は今御説明の通りでありますか。

○山添政府委員 なるほど感じました。新しく協同組合に移るわけであります。が、その點はどうなりますか、ひと

つあります。が、それが行わされた場合にいかない方法でもつてこれを警告していく

と、いうことは、これは區別がしてある。こちらの新しき協同組合におきましても非農家といえども出資はする。また出資に対する配分を受ける。あるいは事業の利用に對するところの拂民しを受ける。こういうことは、これは拂民の農民たる組合員と何ら差異はございません。ただ議決權等の問題につきましては、耕作農民のイニシャヤタイプをしては、耕作農民のイニシャヤタイプを尊重する、その主體性を守る、こういふ意味において區別がしてあるのであります。が、たまく前からあります。が、新しく協同組合になつたために、その權利が全部一全部というわけじであります。が、せつか前からありますところの自分の權利をもつておる者が、新しく協同組合になつたために、それはわかつております。「但し、通常圓體は、行政廳の認可を受けなければならぬ」といふふうなことが、その資産を處分してはならない。」これと不動産等のはつきりし業務として行う處分は、この限りではない。」これはわかつております。「但し、通常の業務として行う處分は、この限りでない。」これは無理なごまかしされられない。」

○清澤委員 それからこれはさつきの質問にちよつと關連しますが、この整理法の方の第二條であります。「農業圓體は、行政廳の認可を受けなければならぬ」といふふうなことが、その資産を處分してはならない。」

○山添政府委員 處分の制限をします事柄につきましては、通牒をもちまして、どういふ範囲の事柄は許可を求める。が、その範囲にちよつと關連しますが、この整理法の方の第二條であります。が、その範囲に該當しないようなものは通常の業務、通常の業務と申しますれば、今お話しになりました物資を處分いたしました。詳細に通達をしてござります。その範囲に該當しないようなものは通常の業務であります。が、その範囲に該當しないようなものは通常の業務として行う處分は、この限りでない。」

○永井委員 簡単にお尋ねいたします。第七條において、公國との關係が明らかになつていないのであります。が、公國との關係を明瞭に一つ御説明願いたいと思います。

○山添政府委員 公國の取扱います物資に對して協同組合がどういう役割をもつかといふことは、物資によつて運送されます。肥料のことを例にとつて申します。肥料のことを例にとつて申します。肥料は中央の公國は末端の小賣者に肥料を流す。その小賣者は何ぞやといふと、農業會または將來の農業協同組合並びに商人であります。が、公國との關係を明瞭に一つ御説明願いたいと思います。

さいますので、一概には申し上げるわけにはいかぬであります。

○永井委員 第九條における農民の規定がこれでは明確を缺いておると思うのであります。

又は農業に從事する個人と言つてゐる所も、あります。たとえば半農半漁のあります。

農業經營の分野がどれだけであるとい

うよろくな事柄について明確に規定がな

いので、あるいは協同組合を資本的に支配する意図をもつて、計劃的にみずから農業を營む形態を整えてゆいていく。そういう事柄が行われないとは限らないのであります。

○山添政府委員 このみずから農業を營むということは、何人が考へてもはつきりいたしておるわけであります。

か、しかばとの態度をもつて農業を營むと考える。それにつけて何ら法律の上に規定はございません、ただ

法律の上に規定は定義をめることになつておりますので、その地方の状況に

應じまして、適宜に組合員自身がきめるといふことにいたしておるわけであ

ります。その定義における規定ぶり

もんによりまして、おのずからその範

囲も變化がある。またとえ金のあ

る人がいつきましても、その人が

もち得る出資の口数、これも定義で一定の制限、限度を設けるといふことに

なつております。その邊のところは法

律によらないで、農民の方で自主的に定義をもつてきめる建前になつております。

○清澤委員 今の九條の點で前から聽きたいと思つておつたのであります

が、この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蠶の業務」となつてお

る所であります。養畜といふ中には

もちろん牧場が含まれておると考へ

る所であります。どうぞ養畜といふ場合

には養蠶専門業というものがやはり農

業として含まれておるのぢやないかと

考へます。そうしますと同じ農村にお

いて養魚専門に行つておるというよ

うな人に對しましては、これはこの條

平らにありますとどううふうに考へ

てよいのか。あるいは養蜂を専門にや

か、養畜または養蠶の場合、牧畜を中

心とする場合、牛乳屋さんがこの中に

はいるかどうか、養蠶を専門とする人

たちが農業の中にはいつておつて、同

じ村におつて魚だけを飼うから、これ

は水産組合の方へはいる途をとる。養

峰だけやつておるから、これはまだだ

といふようなことになると、おかしな

何いしておきたいと思います。

○山添政府委員 この農業の養畜また

が全部はいるのかどうか。もし牛も馬も馬でも輜馬であるとか、農耕用に使われるとか、それらの限界をどういうと

務についての關係であります。これ

は林業小委員會におきましては、林野

局では自家用生産のものについてのみ

ここにはいるのであつて、一般新規生

野局では、省内打合せにおいてはそ

うふうに了承しておるといふような

組合が農村工業としてこういうことを

ことであつたのであります。この關係はどううかねばならぬかはなづかおるが明白

にしていただきたい。

○山添政府委員 もし言葉の曖昧な點

がありますれば、要するにこの組合は

農民の組合であるといふ點から判断を

すればいいのであります。その農民の

範囲の中には、農業統計等におきまし

ても土地のない人でもみな農家として

これはあげておる。しかしとえば養

畜、馬を飼つておる。しかしこれは荷

車をひくのが目的だ。これはやはり農

業ではない農業の中にはいらない。ある

いは競馬のサラブレットだけを騎手が預かつて飼つておる、これが農民であ

る、こいつふうにはまいらない。お

もみな農業の中に入れることになつておるわけであります。その場合に

使います養畜といふのは、非常に範囲

が廣いのであります。うさぎでもち

らんに定義らしめのができあが

つておるわけであります。その場合に

使います養畜といふのは、非常に範囲

が廣いのであります。うさぎでもち

らんに定義らしめのができあが

つておるわけであります。その場合に

使います養畜といふのは、非常に範囲

が廣いのであります。うさぎでもち

らんに定義らしめのができあが

つておるわけであります。その場合に

使います養畜といふのは、非常に範囲

が廣いのであります。うさぎでもち

らんに定義らしめのができあが

つておるわけであります。その場合に

使います養畜といふのは、非常に範囲

が廣いのであります。うさぎでもち

らんに定義らしめのができあが

組合で、おれの方ではそれでは澱粉工場をつくるのだ。ということで、なん

らの制限なく澱粉工場をつくるとい

ことになりますと、既設の工場で浮き

上つてしまふものもありましょ

う。馬でも輜馬であるとか、農耕用に使

るものとか、それらの限界をどういうと

ころでつけるのが、この點をお伺い

したいとのと、それから新規生産の業

務についての關係であります。

○永井委員 斬炭の點については、そ

の所屬分野において相當問題があると

思つますので、次回までに明確に一つ

統一した答辯を願いたいと思います。

それから第十條の七項であります。

「農村工業に關する施設」これは協同

組合が農村工業としてこういうことを

やりたいと言え、これが自由にでき

るかどうか、安本の指定によるものと

の限界はどうなるのか、この點をお伺

いします。

○山添政府委員 農村工業を協同組合

るという制度を設け、その期間工場を中心にして、その地方に同じような工業を普及せしめていこうという制度で、これは計畫的に進ることにいたしておるわけあります。

○永井委員 農産品を原料として加工するというような業態は、多くの場合農民と遊離した中小商工業者というような關係において從来行われておりますが、それが農村搾取の原動力となつておるのであります。が、農業協同組合ができる、そういう既存の農村搾取的な構造と離れて壊していくなければ、農業はできない。農村經濟の運営は、どうしても、がりに現在の段階においては若干の波瀾がありまして、そういう農村を擰取しておる業態については、急速に協同組合經營に工業の方を移していかなければならぬ。そういうことを強力に進めなければならぬと思つてあります。局長の言つておられる既設の事實は既設の事實として認められて、許可される分だけやつていくといふことになれば、協同組合を設置しないでいいか。そういうことができないのではないか。そういうことに對しておりますが、個人もしくは會社の永井委員 農産品を原料として加工するといふことには、必ず損失を補填し、そしての見解を承りたい。

○山添政府委員 個人もしくは會社の永井委員 法的な保護のもとに伸びておりますが、農業加工業等を協同組合の方に移したらよろしい、そのため法的な措置をとる、こういうことは全然考えておらないのであります。協同組合の方は農民自身の團結、その自覺、またこれに對する助長獎勵施策といふことで伸びていくべきものであります。かように思つております。

○永井委員 法的な保護のもとに伸びておるというのではなくして、法的な制約の中において伸び得ない状態を伸ばすようにしてやらなければ、たゞ單にこの業化、ということは何をやるのだといふことになれば、みそも醤油も同じようになつくれないし、澱粉もつくれない。うだめなんだ、これはどうなんだと云ふことになるわけなので、法律の裏づけによつてそういうものを壊していくと、第五十二条の利益の分配の關係では、おきましては、まず損失を補填し、その他の準備金等を整除した後でなければ、利潤会社的な利益處分の方法の考え方では、第五十二条の第一に對しておきますが、こういうものの考え方には、安本の關係あるいは許可關係といふもののが優先的に認められるとか何とか、やるうとしてやれないと障害を取り除く必要があります。これが對する所見を伺ひます。

○山添政府委員 年五分といいますのは、まず普通の國債の利子等を勘案してお尋ねしたい。それから事業分量に對する配當をするというその精神はないか。これに對する所見を伺ひます。

○山添政府委員 年五分といいますのは、まず普通の國債の利子等を勘案しておきましたが、こういうものの考え方には、大體五分といふふうに押えて、五分以内といふことにいたしましたのであります。ところで組合員の事業の事業分量に對する剩餘金の配當がありますが、これはたとえば販賣事業を營むいたしました場合に、結局買入價格をかりにしまして、これは事業經營上當然であるべきはございません。また第二項によりまして、別に協同組合といえども、組合の剩餘金も出るわけでありまして、組合を運用していくまでは、組合自身の計算に剩餘金を出すことが目的ではないけれど、組合經營の上から見れば當然かよなものは出てくるわけでありまして、それは組合員の事業の購賣事業を考えてみますれば、物を

買つて組合員に配給する、その場合に對してどうお考えになりますか。

○山添政府委員 これはこういうやうな対してどうお考えになりますか。から段階にもよりましょ。一口に協同組合と申しましても、農事實行組合に類するところの部落組合、すなわちほんとうの意味における生産協同體的なものから、市町村における生産過程の共同化と同時にこういう流通面をやるものから、あるいは單獨の特產物の販賣を目的とする組合もありましょ。

○永井委員 この合併は、どちらが合併が合併しようとするときは、それが起るかも知れませんが、これは

○永井委員 第六十五條であります。比率の認定とその方法はどうするか。

○山添政府委員 この合併は、どちら

るところでありまして、營利を目的としないという趣旨は、こういうところにあります。うだめなんだ、これはどうなんだと云ふことには、むしろない方がいいの

ませんが、營利を主體としなければなりません。どういうわけで五分も配當することはない。どういうわけで五分も配當することは、一概に對してもゼロであるという必要はないのです。やはり法定利子程度のものは拂うということは、これは經濟上は當然だと思います。

○永井委員 大體局長のそういう物の考え方私が私はおかしいと思うのであります。そういう考え方から行けば、當然今までの舊業組合あるいは舊農業會、そういうもののやつてきたように、流通過程における施設と、利益を

う。これは一口に協同組合といいま

ても、その基本の精神は同

ります。なつかつ餘るものが出

ます。なつかつ餘るものが出

ます。なつかつ餘の

等が運んでいます。そこで、持分が運んでいます。これらなどいろいろ比率でやるかといふようになことは、これは双方の組合の役員から選任された設立委員が共同して、十六條に書いてあるような仕事をするのですから、そういうときに必要があるればやつたらいいと思います。

○永井委員 第五十七條であります。この「設立準備會においては、出席した農民又は組合の理事」としてあります。が、准備會でありますからまだ理事が選任されていないのではないか。この理事というのはどういう理事でありますか。

次に第八十三條であります。これがただ登記するときだけに見せる見せ金でやるという危険性がないか。その點を十分考えた上この規定をつくったのかどうか。

それから第一百一條の一項であります。が、規定以外の事業の範囲はどういうものであるかといふこと。その次にいくつかの協同組合が出た場合に、農業會の財産はそれへの持分によつてわけなければならぬわけであります。

が、倉庫のごときものを三つも四つも區分することができないといふ場合に、配當を受けるそれへの協同組合が、共同出資會社のようものをつくりまして、その倉庫事業を共同でやるといふことはできないものであるかどうか。

それから農業會の整理についての問題であります。が、農業會の解散といふことは必ずしもんざらしくない問題であります。農業會としては必ずしも前からいることをやつておりますのであります。農業會が公表されましたならば、この機會にこ

の資産處理は一箇年に遡及していろいろ評價し検討し、それを財産處理の對象機関におかなければならないと考えるのであります。が、これに對する所見を伺いたいと思います。

○山添政府委員 第五十七條の組合の理事といふことについての御質問であります。が、この組合法全體を通じまして、單位組合と連合體と一緒に規定しておりますが、この組合法全體を通じて、單位組合と連合體と一緒に規定しておりますので、ときぐくわかりにくいたところで出てまいります。この場合もちよどどそであります。組合の理事といふことは連合會をつくる場合に、その単位組合の理事、こう一括して規定してありますので、わからござい點があるわけであります。

その次に登記の問題であります。が、これは拂込があつたことを證する書面、結局預金に対する銀行の發行する證明書を添付いたしておるのですが、これはどういう書面を添付する普通の場合と思ひます。これは一般的な話のような事柄が行われるものとすれば、これほどいう書面を添付することができないと思います。

すれば司法省と協議をいたしまして登記所の方にそういう訓令等を出すことは事實をよく存じませんので、別の機会でもよろしくお詫びいたしますから教えを願いたいと思います。

それから第一百一條に「第十條に規定する以外の事業を営んだとき」とありますのは、結局この法律で認めておる協同組合がなし得べき仕事以外の仕事をやつてはならない。ところがこの協同組合はおよそ廣く仕事をなし得るわけであります。併し十條に規定する以外の事業であるか例をあげると言

われましても、ちょっとと思いつかないのでありますけれども、ひつきよう協同組合の精神に反するような營利的な仕事をやれば、第一百一條の第一項に該當するわけであります。

なお最後の御質問であります。が、財産の處分にあたりまして不動産等もより分割することができます。財産に農業倉庫、米の精白設備、あるいは製粉設備、その他農村工業に關する施設等を特別の會社にしたらどうか。そこでこれは二つの組合ができる、どちらの組合にそういう施設を歸屬せらるかということにつきましては、行政廳の判断によつて裁定をする。もちろんその場合には、法律上の規定はございませんけれども、行政廳にはある一定の委員會等を設置して双方の意見を聴きまして、將來性のある、そしてまた多くの耕作農民を代表するところの組合に歸屬せしめる。このういいう裁定をする必要があると思うの

であります。

○永井委員 もう一點、農業會の資產處理について、一年前に遡及して評價その他の點を十分に押えていく必要がないかといふ質問に對する答辯が残つております。

○山添政府委員 資產を次の協同組合に譲り渡す場合の價格は一年前の價格によつて評價するというのではなく、原則的には金融機關再建築法等によつて、組合の事情によつてそれによれば、組合の價格によるものが原則であります。が、その他の點を十分押えていく必要がないかといふ質問に對する答辯が残つております。

それから第一百一條に「第十條に規定する以外の事業を営んだとき」とありますのは、結局この法律で認めておる協同組合がなし得べき仕事以外の仕事をやつてはならない。ところがこの協同組合はおよそ廣く仕事をなし得るわけであります。併し十條に規定する以外の事業であるか例をあげると言

は、大臣に對する順位については先般の申合せ通りに行います。しかし事務當局に對する質問に對しましては、別途に通告もありませんので、これを許し申しますから、局長がおどりながら二分に——この法案を立案された基本的的理念についてお伺いいたしたいと思います。

今までの農業會にありますては、その目的の第一は國家目的であつて、第一が農業會員の福利増進ということになります。今までの農業會にありますては、行政廳の判斷によつて裁定をする。そこでこれは二つの組合ができる、どちらの組合にそういう施設を歸属せらるかといふことにつきましては、行政廳にはある一定の委員會等を設置して双方の意見を聴きまして、將來性のある、そしてまた多くの耕作農民を代表するところの組合に歸屬せしめる。このういいう裁定をする必要があると思うの

であります。

○野瀬委員長 お詫びいたします。委員長が社會黨に續いて質問を許したの申合せ通りに行います。しかし事務當局に對する質問に對しましては、別途に通告もありませんので、これを許し申しますから、さよう御了承を願います。

○坪井委員 大臣がおれは大臣に質問いたしたいと思ひました。が、局長がおどりながら二分に——この法案を立案された基本的的理念についてお伺いいたしたいと思います。

今までの農業會にありますては、その目的の第一は國家目的であつて、第一が農業會員の福利増進ということになります。今までの農業會にありますては、この機能發揮はできなかつた。この農業會の運営といふものは、もちろん人事機構に封建的なものがあります。そこでこれを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しようというのが、この目的であるけれども、これを解體して、これを全部拂拭しよう

す。なお八號にまいりましては、「農業上の災害又はその他の災害の共済に關する施設」、こうした大きな問題はほとんど國家事業である。今までの農業會が國家目的を遂行しようというの

は、たけれども、もちろん戦争中で金難、勞力難といふものに見舞われて、この機能發揮はできなかつた。この農業會の運営といふものは、もちろん人事機構に封建的なものがあります。そこでこれを全部拂拭しよう

十二分なる運用はできないと思う。そ  
うなると、結局できた組合が事業のた  
めに破産してしまる。いわゆる事業に  
倒れて、結局農民みずから本領を發  
揮することは事實上できぬではない  
か。こうしたことについては、過去に  
おいては政府はできなかつたが今後こ  
の人件費については補償をし、また耕  
地改良等については協同組合に多少勞  
力奉仕といふくらいはやむを得ぬけれ  
ども、その他のつて迷惑をかけないと  
いふような自信をもつて政府はこの事  
業を織り込んでいるがどうか。これは  
今までの農業會より今までき上る協同組  
合の精神は、もちろんより以上に民主  
的な農民の自由によつてつくらせるとい  
うことであつて、それはいけれども、  
この事業を行つ上においては、現在  
のものを利用していくところに非常に不  
利不便があり、難關があるだ  
ろうと思う。これをいかにして處理し  
ていくかが大きな根本精神であろうと  
考えておりますが、政府としてはこれ  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたというような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

くといふ建前から見ますと、美辭麗句  
を述べて、事業分量をたくさん並べて  
あるけれども、これは實行できないこ  
とを並べてあるということであつて、農  
民はこれをもつて満足しないと思  
う。これは基本的問題であります。今  
までの農業會より今までき上る協同組  
合の精神は、もちろんより以上に民主  
的でなければ農民生活の安定が  
できぬ。過去の数字において、農村と  
いふことであつて、それはいけれども、  
この事業を行つ上においては、現在  
のものを利用していくところに非常に不  
利不便があり、難關があるだ  
ろうと思う。これをいかにして處理し  
ていくかが大きな根本精神であろうと  
考えておりますが、政府としてはこれ  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたといふような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

百人が協同して、五百萬圓の會社をつ  
くる。別に營利を目的とした會社をつ  
くつて。それによつて農民が營利目的  
をやろうというときは、それがはたし  
て不當貸付か。一方においては營利を  
目的としない、一方においては營利を  
目的とする。どうでもこれは兩々相  
まつていかなければ農民生活の安定が  
できぬ。過去の数字において、農村と  
いえども百に對する五五パーセントな  
いし六〇パーセントというものは現金  
の収入がなくては農家の生計は行わ  
れわれは忍びぬのであります。これら  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたといふような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

百人が協同して、五百萬圓の會社をつ  
くる。別に營利を目的とした會社をつ  
くつて。それによつて農民が營利目的  
をやろうというときは、それがはたし  
て不當貸付か。一方においては營利を  
目的としない、一方においては營利を  
目的とする。どうでもこれは兩々相  
まつていかなければ農民生活の安定が  
できぬ。過去の数字において、農村と  
いえども百に對する五五パーセントな  
いし六〇パーセントというものは現金  
の収入がなくては農家の生計は行わ  
れわれは忍びぬのであります。これら  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたといふような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

いては政府はどんな考え方をたれてお  
るか。例をあげれば、難にえさをやら  
ずには卵を産めといふようなものであつ  
たりの援助をいたしますが、全體といた  
しましては、助成金といふようなこと  
を並べてあるということであつて、農  
民はこれをもつて満足しないと思  
う。これは基本的問題であります。今  
までの農業會より今までき上る協同組  
合の精神は、もちろんより以上に民主  
的でなければ農民生活の安定が  
できぬ。過去の数字において、農村と  
いえども百に對する五五パーセントな  
いし六〇パーセントというものは現金  
の収入がなくては農家の生計は行わ  
れわれは忍びぬのであります。これら  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたといふような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

いては政府はどんな考え方をたれてお  
るか。例をあげれば、難にえさをやら  
ずには卵を産めといふようなものであつ  
たりの援助をいたしますが、全體といた  
しましては、助成金といふようなこと  
を並べてあるということであつて、農  
民はこれをもつて満足しないと思  
う。これは基本的問題であります。今  
までの農業會より今までき上る協同組  
合の精神は、もちろんより以上に民主  
的でなければ農民生活の安定が  
できぬ。過去の数字において、農村と  
いえども百に對する五五パーセントな  
いし六〇パーセントというものは現金  
の収入がなくては農家の生計は行わ  
れわれは忍びぬのであります。これら  
に對して國がやるような大きな事業に  
は補償する意思があるかどうか。ある  
いはまた農民の希望によつて困らぬよ  
うに資金の融通をするかどうか。過去  
においては金は貯蓄したけれども、この  
の資金を借り得なかつたといふような  
ことになつてゐる。なおまた、この協  
同組合は營利を目的とすることができ  
ない。もちろん、これは協同組合であ  
つて組合自體が營利を目的とするこ  
とはできぬが、個人と考えるならば、組  
合用體が營利を目的としたなかつたなら  
ば、決して農業の改良發達はできない  
と思う。それで合法的に考えるなら  
は、この資金をうまく活用するよう、  
設に對する方法をどんなくいに考え  
ているか、またこれが見える見透しは  
あるかないか。看板の上塗りはいがね  
と言ひながら、事實上看板を變えたと  
いうに止まつたんでは意味がないと思  
う。ほんとうに國をあげて食糧難を克  
服するといふのが農民に課せられた  
大きな使命であると思う。いわゆる生  
産意欲を向上して國民の食糧を確保す  
るといふように、生産部門に重點をお  
いて協同組合をつくらせ、指導してい

りましたように、農民といえども營利をやらなければならぬのだから、協同組合は營利をしないけれども、別の会社の形においてやつたらどうか。その場合の融資については制限がないかと御質問でございますが、實は私はそういう場合もあり必要がない。少くとも單位組合等においては、そういうことの必要性がちよつと考え方つかないのあります。たとえば倉庫等について組合が經營をしている場合に、員外利用等に關する規定もあるわけあります。その施設そのものは能力の許す範圍における運用ができるわけあります。これはもう一つ農村工業等を例をとつてみますれば、これは組合員並びに組合員指定の勞力活用のために農村工業、これは六によるというわけにはいかない。そういうものは協同組合の事業對象にはならないのであります。それを何らか全然別な雇傭勞力を考えると思うのであります。さうな場合には資金の貸付についてどうするかということは、定款によつて制限をしていく。また組合員の總意に基いて、そういう場合に特別の額を認めるといふふうに措置をしてもらえないわけです。法令上には制限はありません。それからこういう自主的なかつ農民の自由による組合に、はなはだしき罰則があるじやないかといふ點であります。これは農民自身が罰則に觸れるといふのではないのでありまして、その役員になつた人は組合員に對しても、あるいはこういう制度を認めてい

る國家に對しても、その責任を負うわけありますから、法令に従つてやつてもらわなければならぬ。その法令に反する場合には國の秩序、また組合員の利益に反することになるので處罰を受けるわけであります。これはやむを得ないと思います。

○坪井委員 大だいま局長から伺いました。現在の農業會においても事業をおいても協同組合として事業をやつておけば、そうした營利的事業をあまりやらないでもいいじやないか。あるいはやる場合においての資金は、地方の定期によつて貸付率をきめていけばいいぢやないかと言われますけれども、實際において農村の恐慌といふことが言われているが、實際農村の現在のふか金をもつておらぬ。こういう現事があるときにおいて、どうしても今後事業を行おうとするときには、資金が不足することは當然である。しかも過去の例から見て、小さな農業協同組合ができる、町村に連合會をつくりて、資金のよけい要るものはその連合會で行い、少ないものはその小さな協同組合で行うといふようにいけばいいけれども、現在のものをなるべく看板の塗りかえ式にいきまして、村をあげて一村一組合式で指導する。あるいはそういう仕方でいかなければ仕事ができぬと云ふことでやつていくならば、やはりこれまでのようないふくいけれども、從業員をしてはいかぬといふけれども、從業員をよけい使うといふことになると、おのづから營利を目的としたような事業的に行ける、現在ではそうではない。

○坪井委員 ただいま局長から伺いました。現在の農業會においても事業をおいても協同組合として事業をやつておけば、そうした營利的事業をあまりやらないでもいいじやないか。あるいはやる場合においての資金は、地方の定期によつて貸付率をきめていけばいいぢやないかと言われますけれども、實際において農村の恐慌といふことが言われているが、實際農村の現在のふか金をもつておらぬ。こういう現事があるときにおいて、どうしても今後事業を行おうとするときには、資金が不足することは當然である。しかも過去の例から見て、小さな農業協同組合ができる、町村に連合會をつくりて、資金のよけい要るものはその連合會で行い、少ないものはその小さな協同組合で行うといふようにいけばいいけれども、現在のものをなるべく看板の塗りかえ式にいきまして、村をあげて一村一組合式で指導する。あるいはそういう仕方でいかなければ仕事ができぬと云ふことでやつていくならば、やはりこれまでのようないふくいけれども、從業員をよけい使うといふことになると、おのづから營利を目的としたような事業的に行ける、現在ではそうではない。

○坪井委員 承知しました。そういう観點にありますので、農業會のよくなまでの方向でもちろんやられるでしょうけれども、従つて今度はその方向にできた協同組合が、ただ大きな町村を單位とした組合が、できた場合においては、必ずそななるといふことを私

は断言いたしたいと思う。これらいは断言いたしたいと思う。これらいは断言いたしたいと思う。これらは人を得てやつていいこうといふけれども、必ず條件的に流れやすいといふ點を、政府はどういうふうに指導していきます。この法律の中にも詳細に規定しております通り、第一番は農業生産力を高める點にこの組織を中心とする関係で組合を運営するべきセント活用したいということになりました。ところが今後は部落でもつて運営なる事業をさせば、結局農村工業においても、各工場から資金がとれればそれで緩和される。こういう觀點から見たときに、私は、組合員は結局營利を目的としないことは農業者なり、あるいは非農家である。それだけでもいいわけではありません。つまり生活も保障されようけれども、組合員は結局營利を目的としないので、よければ五分の配當ももらえる。悪くいへばもらえない。損失補填はしなければならぬといふような悪い責任のみ負われて、結局總體的な利益を得られるということはできないではない。そういう觀點から見ると、むしろこれが私の見解でありますけれども、五十戸なりあるいは百戸の小さい単位かもこれには相當の資金を受入れれる。あるいは三千圓なり五千圓なりの資金でその地方に適當な施設を行つて、し

○野瀬委員長 坪井委員、ちよつとお話をしますが、速記の方が晩食の關係で十二時半まで約束してありますから大臣といたしましても……。

○野瀬委員長 承知いたしました。そういう御了承をいただいたいと思います。

○野瀬委員長 この際お詫びいたします。大臣は午前十時に見えたのでございませんが、やむを得ざる用事がありまして出でませんでした。午後二時から

出席することに確約いたしました。よつて大臣に關する質疑は、午後二時から交すことにいたしたいと思います。

なお午後一時から公報にお示ししてあります通り、供出對策の委員會を本場所において開きますから、小委員の方は御出席を願いたいと思います。なお供出對策委員秋原君より辭任の申出がありましした。その補缺は委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○野瀬委員長 では坪井電鐵君を指名いたします。なおお詰りいたします。

○野瀬委員長 では坪井電鐵君を指名いたしました。なおお詰りいたします。

○野瀬委員長 では坪井電鐵君を指名いたしました。なおお詰りいたしました。

○野瀬委員長 午後零時十九分休憩

午後二時二十五分開議

○野瀬委員長 午前引續き會議を開きます。

この際お詰りいたしましたが、林業小

委員秋原壽雄君より辭任の申出がありましたので、その補缺を委員長において指名するに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○野瀬委員長 では坪井電鐵君を指名いたします。

でき得る限りの活動を行ふその活動そのものが、とりもなおさず組合員の経済上の運達を目的とする。こういうこととありますとして、例をあげるというお話をござりますれば、組合の行う事業

ことごとくをこの精神をもつてやらなければならぬということとあります。

○坪井委員 まだ答辯が要領を得ないと思します。坪井委員。

○坪井委員 第四條によりまして「第十三條第一項の規定により出資をさせ組合(以下出資組合といふ)には、所得税及び法人税を課さない。」この

條項によりまして、出資組合は法人は課せないということになつております。

○坪井委員 まだ答辯が要領を得ないと思します。坪井委員。

○坪井委員 第九條に「農業とは、耕作、養蓄又は養蠶の業務」これに附隨する業務を含む。」をいふ。」とあります。

○坪井委員 まだ答辯が要領を得ないと思します。坪井委員。

とがありますか、ところがようによく聞くわけがありますが、そういう意味における奉仕であります。無償で何かをする、こういう意味のそれでは必ずしもないわけであります。

○坪井委員 第九條に「農業とは、耕作、養蓄又は養蠶の業務」これに附隨する業務を含む。」をいふ。」とあります。

○坪井委員 まだ答辯が要領を得ないと思します。坪井委員。

であるが、しかしこの點についても將來、耕地の約六倍以上あるこの森林開拓というような點から見て、相當多くこれが耕地化されており、しかもまたある一定の年限は供出も免除されるとか、あるいはいろいろな特典がある

相手に強化していく點もあるのではなかいか。なおまたむしろ一般のわずかに耕作地よりも、これの開拓によつてそれが當然やるべきである。組合みずから運営もできずして奉仕ができるはずがないと思う。そういう観點から見ると何か特殊的にそうした事業を行うというような場合においては、かりに土地改良を行うといふように

おいてこれは當然やるべきである。組合みずから運営もできずして奉仕ができるはずがないと思う。そういう観點から見ると何か特殊的にそうした事業を行うといふような場合においては、かりに土地改良を行うといふよう

いたします。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○山添政府委員 お話のような場合に、林地を開拓して農業をやつておれば、それは農業であり、かつ農田であるべきであります。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○山添政府委員 森林は森林、農業は農業でやつていいたらいいと思うのですが、その點はどんなんお考えですか。

○山添政府委員 森林は森林、農業は農業でやつていいたらいいと思うのですが、その點はどんなんお考えですか。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

○坪井委員 従つてそういう場合においては、いわゆる森林經營者もこれに見合つてはいかがかと思いますが、その見解はどうですか。

いに分類してみますと家畜、家禽といふような方面まで入れるべきだと思いますが、ここに養畜となつておりますが、御見解はいかがですか。

○山添政府委員 この法律における養畜の中には、今お述べになつたものを含むのであります。

○坪井委員 第十條でありますから、「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」これらにておりまして、農業技術員のことではありますが、この農業技術員は、今後出てくるところの農業生産調整法の方ですべて總算化して、そちらの方ですべて増産に寄與するとやつていかなければならぬ。従つておもてのそうした指導方針、あるいは助成等についても、當然協同組合においてやつていかなければならぬと思つりますが、今後農業生産という面から見るに當然これは農業協同組合の方であります。この事實は、今後出てくるところの農業生産調整法との關係を一つ御明示願いたい。

○山添政府委員 農業技術の改善についてはこの協同組合で扱つていくのであります。そのため技術員の設置等は、自主的にこの協同組合で講じていただきたいといふ希望をもつております。農業生産調整法の關係は、現在は農業會が主として扱つております、生産の統制、割當供出、こういう國家義務の色彩をもちましたものを農業生産調整法の方では扱つてあります、そこに協同組合の行う事業區分がある

わけであります。そこで同じ現在農業會に設置されております技術員が、一ヶ月もさよなる國家的な事務に携わるけれども、家畜、家禽といふあいに分類するならば入れた方がいいと思ひますが、御見解はいかがですか。

○山添政府委員 この法律における養畜の中には、今お述べになつたものを含むのであります。

○坪井委員 第十條でありますから、「農業技術及び組合事業に関する組合員の知識の向上を図るために教育並びに組合員に対する一般的情報の提供に関する施設」これらにておりまして、農業技術員のことではありますが、この農業技術員は、今後出てくるところの農業生産調整法の方ですべて總算化して、そちらの方ですべて増産に寄與するとやつていかなければならぬ。従つておもてのそうした指導方針、あるいは助成等についても、當然協同組合においてやつていかなければならぬと思つりますが、今後農業生産という面から見るに當然これは農業協同組合の方であります。この事實は、今後出てくるところの農業生産調整法との關係を一つ御明示願いたい。

○山添政府委員 農業技術の改善についてはこの協同組合で扱つていくのであります。そのため技術員の設置等は、自主的にこの協同組合で講じていただきたいといふ希望をもつております。農業生産調整法の關係は、現在は農業會が主として扱つております、生産の統制、割當供出、こういう國家義務の色彩をもちましたものを農業生産調整法の方では扱つてあります、そこに協同組合の行う事業區分がある

わけであります。そこで同じ現在農業會に設置されております技術員が、一ヶ月もさよなる國家的な事務に携わるけれども、家畜、家禽といふあいに分類するならば入れた方がいいと思ひますが、御見解はいかがですか。

○山添政府委員 この法律における養畜の中には、今お述べになつたものを含むのであります。

○坪井委員 第二十二條でありますから、「除名は、左の各號の一に該當する組合員につき、總會の議決によってこれを除名することができる。但し、除名して組合員にその旨を通知しなければ、この組合員に對抗することはできない。」長期間にわたり組合の施設を利用しない組合員」という單なることで、これを除名するといふ事実がなければならないといふことですが、さらに總會の議決を制限しておるのですから、これが何よりも第一號の理由により除名をするかどうかといふことになります。

○野澤委員 開連して……。

○野澤委員長 謝言を許します。一回だけ……。

○重富委員 ただいま政府委員から御答辯がありましたら、これは詭辯だと思ひます。組合の施設を利用しないと云ふことは、組合員である者のがまだ無覺なためであると見るのが妥當だと思ひます。協同組合の精神からいいたしましても、そういうものは除名の理由にならず、むしろ教育を施さなくてはならぬ。かように考えるのであります。こうことは先ほど坪井委員からも言われたよろしく、實に協同組合精神に反した除名理由だと思います。

○山添政府委員 組合員に對して組合が十分教育的活動をすべきことにつきましては、第十條の第一項第十號に掲げておるのであります。しかるにものであります。またそういうことは豫想されないといふのであります。私は必らずしもそんなこともないと思うのであります。そうした場合法文は上から天降り式に行われないので、たとえ自己的に行われても、結局行政官廳が職務管掌ができたのですが、今度は自主的組合であります。またそういうことは豫想されないといふのであります。確かにそれが可能か否かわらず、何らの理由なくして組合員が共同しまして一定の施設をし、それを共同に利用していくというのがあります。

○坪井委員 第三十六條に「理事の職務を行つてゐる者は、その職務を行つてゐる者がないとき、又は前條の請求があつた場合においては、總會を開くといふ権限をこゝへ繰り込む必要があるうと思ひます。そのいとまほ、監事は、總會を招集し在りませんが、何らの理由なくして空然利用しなればならない。」こうなつておりますが、理事、監事とも總務職をしていく必要がありますから、そこでこういふわけあります。

○山添政府委員 研究をしてみます。理由がないのに總會招集の手續をしないために町村の方に移管をされ、他方はこの協同組合に移りまして、直接の方にサービスをする、こういふわけであります。

○坪井委員 第二十二條でありますから、「除名は、左の各號の一に該當する組合員につき、總會の議決によってこれを除名することができる。但し、除名して組合員にその旨を通知しなければ、この組合員に對抗することはできない。」長期間にわたり組合の施設を利用しない組合員」という單なることで、これを除名するといふ事実がなければならないといふことになります。

○野澤委員 開連して……。

○野澤委員長 謝言を許します。一回だけ……。

○重富委員 ただいま政府委員から御答辯がありましたら、これは詭辯だと思ひます。組合の施設を利用しないと云ふことは、組合員である者のがまだ無覺なためであると見るのが妥當だと思ひます。協同組合の精神からいいたしましても、そういうものは除名の理由にならず、むしろ教育を施さなくてはならぬ。かように考えるのであります。こうことは先ほど坪井委員からも言われたよろしく、實に協同組合精神に反した除名理由だと思います。

○山添政府委員 ここには直接の組合員を指しておるのであります。從つて總會の議員の五分の一をもつて改選の請求をするということはできないといふ解釈をいたしております。

○坪井委員 四十一條でありますから、「組合は、參事及び會計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。」この主たる事務所又は從たる事務所は、理事の過半数によりこれを決する。こうなつておりますが、こうした小數で行はざりも、こうした場合において會計とか參事とか責任のあるものは、總會においてこれをきめるということが妥當だと思ひますが、この見解はいかがでありますか。

○山添政府委員 第三十六條に「理事の職務を行つてゐる者は、その職務を行つてゐる者がないとき、又は前條の請求があつた場合においては、總會を開くといふ権限をこゝへ繰り込む必要があるうと思ひます。そのいとまほ、監事は、總會を招集し在りませんが、何らの理由なくして空然利用しなればならない。」こうなつておりますが、理事、監事とも總務職をしていく必要がありますから、そこでこういふわけあります。

○坪井委員 研究をしてみます。理由がないのに總會招集の手續をしないために町村の方に移管をされ、他方はこの協同組合に移りまして、直接の方にサービスをする、こういふわけであります。

○坪井委員 第二十二條でありますから、「除名は、左の各號の一に該當する組合員につき、總會の議決によってこれを除名することができる。但し、除名して組合員にその旨を通知しなければ、この組合員に對抗することはできない。」長期間にわたり組合の施設を利用しない組合員」という單なることで、これを除名するといふ事実がなければならないといふことになります。

○野澤委員 開連して……。

○野澤委員長 謝言を許します。一回だけ……。

○重富委員 ただいま政府委員から御答辯がありましたら、これは詭辯だと思ひます。組合の施設を利用しないと云ふことは、組合員である者のがまだ無覺なためであると見るのが妥當だと思ひます。協同組合の精神からいいたしましても、そういうものは除名の理由にならず、むしろ教育を施さなくてはならぬ。かように考えるのであります。こうことは先ほど坪井委員からも言われたよろしく、實に協同組合精神に反した除名理由だと思います。

○山添政府委員 ここには直接の組合員を指しておるのであります。從つて總會の議員の五分の一をもつて改選の請求をするということはできないといふ解釈をいたしております。

○坪井委員 四十一條でありますから、「組合は、參事及び會計主任を選任し、その主たる事務所又は從たる事務所において、その業務を行わせることができる。」この主たる事務所又は從たる事務所は、理事の過半数によりこれを決する。こうなつておりますが、こうした小數で行はざりも、こうした場合において會計とか參事とか責任のあるものは、總會においてこれをきめるということが妥當だと思ひますが、この見解はいかがでありますか。





にあつたものをたま／＼軍事公債を買わされ、もたせられたといふよなことで、これが打切りになることは、今ここに農業會が解散せられて、先ほども農政局長にお伺いしたのですが、退職資金等でたくさん出費が豫想されますとき、その方も農業會で農民の零細な蓄積の中からそれを出していく。また戦時中にもつた公債の未償還分ももつて行け。これでは解散して整理したときには、今まで数十年間かかつて貯めた蓄積も、次の協同組合に引移すときは何らの持分もないというような、がらん堂の建物だけがわざかにもらえることになつたならば、これはたいへんなことであるから、この點を一つ何とか考え方を、こういうことを伺いたい。

それから今興業銀行等の債券をもつておりますが、これらは整理と同時にありますから、これは整理と同時にありますから、大體ににおいてあまり不自然にならないように整理していく考

えであります。従つて農林中央金庫が、肥料會社に投資しておりますこれらの債權につけても、しかるべき方法をもつて決して出資に對して迷惑を及ぼすことのないよう處理できる確信をもつておる次第であります。

○清澤委員 大きな面の金融に對しては、中央金融公團のよろなものをつくついくとお考えになるのでありますから、大體その片貌だけでも聽かしていただけませんか。これは今申しました中央金庫の整理には非常な關係がありまして、それを通じてこの協同組合がどう生きるか、生きないか重要な關連もある生きておられるのだから、少くともこういう法

則のボスを中心とした地方中小農業の資本家が、地方がいろいろ仕事をやりたいて、それが御指摘になつたような中央金庫等を改組して、大きな農村全體の農業金融機關を設定するという構想をもつておりますんで、これは適當の機會においてその成案を發表して、皆さんに御批判を受けることになります。簡単であります。簡単に申しますが、これが決定いたしました肥料資金の肥料會社への貸付二十億といううなものは、一體それらのものがやはりれわれが決定いたしましたる肥料資金の手もとにその蓄積が返つてくるかどうかという點をお伺いいたしま

す。  
○平野國務大臣 金融問題全般について、諸般の金融面においてもつておることは、この法案をつくる建前として、生産事業をする協同組合と金融とは切離した方がよい。こういふ意見が基本的な問題として考えられたのであります。しかし、いさぐりの整理に上においてよいという意味から、この単位組合だけは、生産事業と金融事業を併立することの方が農村の發展の上においてよい、と規定しております。

○平野國務大臣 金融問題全般について、諸般の金融面においてもつておりました債券であるとか、あるいは證券であるとか、いろいろなもの整理によれば、つきり申し上げておきたいと思

います。しかし、末端であるところは、ああするということを明確に申し上

げることは困難ですが、これらは相當の整理の方法があるのでありますから、大體ににおいてあまり不自然にならないように整理していく考

えであります。だからできるだけありますから、少くとも金融といふものとの協同組合は不可分の關係にある。さらに金融面のことは考えてい

ないということになれば、この協同組合は金融の點がつきりするまで考

えなさなければならぬという結論に達すると思います。だからできるだけありますから、農村における金融機関を開けて、農村の金融に對しては相當便宜を與える、こういうこと

が非常に重大なる役割をなすことは當然でありますので、この法案が通過して、農業中央金庫等がどう改組されるかといふ諸點については、いわゆる農業復興金庫と申しますか、あるいは第

二中央金庫と申しますか、名前は今こに申し上げることはできませんが、それは農村全般にわたる大きな國家的

な組織の御意見どおりに改組するのであります。それは申しましても金融面

○平野國務大臣 少少表現の違いはあります。私は今回の協同組合は、必ずしも從來の農業會、產業組合によりますから、金融に對する片貌くらいは農林大臣にお聞きしておきたいと思います。

○平野國務大臣 金融問題が重要性をもつておられます。その具體的内容について、ただいままだ十分成案を得ておりませんので、これは適當の機會においてその成案を發表して、皆さんに御批判を受けることになりますが、これは問題にならないと思います。

○平野國務大臣 方においては、その輪郭ぐらいいかと思います。それなくしてこの協同組合をただやつてみると、言わざれども、これは問題にならないと思います。地元においては、その輪郭ぐらいいかと思います。それなくしてこの協同組合をただやつてみると、言わざれども、これは問題にならないと思います。

○平野國務大臣 これは問題にならないと思います。それで、まず金融面が確立しなければ生産事業は發展しない。こういうことのみに全體の重點をおかないのです。やはり自主的な協同組合によつて、協同組合のもつておる本然の協同精神によつて生産を發展せしめる。こう

です。やはり自主的な協同組合は成立しないといふ考方については、必ずしもあなたの御意見に同意しないのです。それは申しましても金融面

○平野國務大臣 金融問題は大體いろいろにして打切りたいと思いますが、たゞ金融機關をつくつて、適當な方法で御相談をも願いするところをほつきり申し上げておきます。

○清澤委員 金融の問題は大體、かなりにして打切りたいと思ひますが、たゞ農林大臣の生産意欲と協同の精神をもつていけば、十分その目的が達せらるるという考方では、すでに非常な間違いだと思うのであります。この間もすでに農林大臣はその提案説明の中において、組合内に農民の主體性を確

立したい。生産の過程を通じ、生産の増加をはかつて、土地の改良あるいは土地の造成、水利の問題、生産加工の問題などを押つて、農民の經濟的社會的地位の向上をはかるのだと言われております。それはボツダム宣言を嚴格に死守しておると私ども考えるのですが、これを行うとき、資本なくしてこういふことを考へても、紙に描いたもちと同じで絶対できない話であると思ひます。これらを遂行せしめる裏には、經濟的にも農民の獨立性が確認せられておらなければ私はだめだと思ひます。これは議論になるからとにかくいでやめまして、農林大臣の御善處をお願いしたいと考えるのです。

次に同じような問題になりますが、本農業協同組合が、いろいろの事業、殊に農産加工等をいたしましたとき、公團法あるいはその統制等において、農林大臣としてはその取扱いをどうお考へになつておられるかをお伺いしてみたいと思うのであります。先ほども申します通り、本法が生産農民の意圖のもとに生産增加に進出して、協同の力でいる／＼のものをつくろうといたしますとき、いかに各種の公團法があり、あるいはいろいろの統制會社で統制があつても、たとえば具體的にひとつずつ土地を借用しようとするとき、食料品公團法を例として申し上げるならば、農林大臣の説明によると、公團は加工だけはやるけれども生産の面はやらぬ。その生産は農林大臣がこれを指定して許可するのである。こういうよくなつておりますとき、それらの指定が全部、酒によらず、あるいは漬物の加工であるとか、あるいは牛馬の加工であります。

工、醸農の製造であるとか、あるいは穀粉をつくつて賣る。あめをつくつて賣るというよなことは指定されておりませんが、これが行きうとき、資本なくして組合をつくつてそういう事業を始めようとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状であります。それでは、組合でありますから、これが現状の統制の圈内にはいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内にはいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に

はいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内にはいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に

はいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に

はいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に

はいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に

はいつておつて、より以上の工場が理窟から言えれば必要がない。こういうよなことで、農民の意欲でもつて協同組合をつくつてそれをやろうとしたしますとき、現在統制には、組合が協同組合の力によつてそれをやろうといたします。それは現状でありますから、これが現状の統制の圈内に



ある。こういふ建前でお伺いするのでありますから、もつとほつきりした数字を表わしてもらわなければならぬということを要求しておるのであります。

○平野國務大臣 現在の食糧需給推算は、日本の農民諸君が全力を傾倒して、あらゆる分野に生産をせられてもなお不足であろうという考え方になるのであります。決して需給の見透しの上において、農民がたくさんつくられたからと言つて、その邊を調節する意思はない。従つて農業協同組合をつくつて、各組合において、その生産面において全力をあげていただくといふことで決して心配はないと思います。

○清澤委員 今の農林大臣の言い方が悪いのです。足らぬからじやないのです。餘らせるためにどうするかといふのです。私のお伺いしておるのは、餘ら

せるために一つの根本政策をきらんとする餘らせるためにはならぬ。いよいよ餘つてきたときに、こつちがこうなつたからそれは要らぬから、もう一

度全部木を抜いて、あとまた植えるといふのです。やはり方であれば、農業協同組合で増産を考えても何をしてみてもどうにもな

ります。そういうことは問題になります。ただ困つているからでもつづつくれといふ結論に、われくは今まで泣かされてきたのであります。そういうことは間題になります。それをお立てる立派な農業会あるいませんから、それを一日も早く立ててもらわなければならぬ。こういう質

問なのであります。

○平野國務大臣 その面に關しましては、今同農業生産調整法によりまして、農業統計をはつきり握りまして、たゞ御指摘のような心配のないよう農政の根本をとつていただきたい。かように思つております。その點御安心願いたい。

○野瀬委員長 清澤委員の質問は、食糧生産増産の上と協同組合との関連において、重大なる發言でござりますが、これは農業生産調整法とも関連した御質疑と思ひますので、いずれその際に十分なる質疑をしていただくことにいたしまして、次に八木委員に發言を許します。

○八木委員 獨占禁止法と連合會の經濟事業との關連について簡単に伺いま

れまして、販賣、購買、どの場合をと

りて考えて、協同組合として健

全な發達を遂げていきますと、事實上獨占的、一元的な販賣行爲ができる。

現に生絲のこと明治三十三年の産業

組合を基礎として、今日まで生き残つておるものもありまして、すでに輸出まで實質上一手にやろうといふ意氣込みをさえもつておるのでござりますが、前途に雄大な希望をもつて協同組合が從来やつてきたその型をそのまま表せられまして、かような形であれば獨占禁止法に觸れるのではないかといふ問い合わせあるとすれば、これは確かに、獨占禁止法に觸れる形と言わざるを得ない。しかしこの際はつきり申し上げたまゝにして、從來の農業會あるいは産業組合等のことく、ただ自分のつ

くつたものを協同して高く賣ろう、買

うものは安く買おうという趣意のみからでておる協同組合ではないのであります。言いかえすれば、協同の面において農業生産の増大をはかるうと足りて出發するところの協同組合でありますから、御指摘のよくなだります。但しここに申し上げておきたい。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、獨占禁止法の立案の趣旨が、その筋の指示もあつて出てきたような経緯にも鑑みまして、この業に携わつております私に、特にしつく了解するまで話してくれと、こうふうに言われておりますのは、農業家が生糸にし、さらに織物にし——これは今すぐ連合會が結成できるのだ。十二條の二號そのままでできるのだが、結局結成して進展しようとしたら頭をたたかれたというのではどうもならぬから、この點農林當局は關係方面的了解も十分得ておいてくれと念を押されてしまつて、この際念のためにその方面的の了解が十分あるかどうか伺わせていただきたい。

○平野國務大臣 特に蠶絲業、製絲業が從来やつてきたその型をそのまま表せられまして、かような形であれば

二號に、他の法律により設立された協同組織體といらのを組織員にしており

ます。これは産業組合を一應指しておるといふうに了承いたします。この

産業組合は連合會のメンバーにはなれ

ます。これらは連合會の組織員にはなれ

ます。これは産業組合を一應指しておるといふうに了承いたします。この

産業組合が結果として全國的になつたときにはよろしい。今までお伺いいたしたいたいと思います。

○平野國務大臣 私の言うておること

であります。その協同組合が結果として全國的になつたときにはよろしい。今までお伺いいたしたいたいと思います。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、獨占禁止法に觸れるべき國體となる。か

うことで、北委員からお話をあります。但し大體さように御承認願いたいと思

ます。但しここに申し上げておきたい

ことは、純真に發展する協同組合の内

容として、もしそれが單に營利を對象

とし、單に共同のものを高く賣ろうと

いうことと、あるいは協同組合の本來

に違つたような形になつた場合

には、それは法律にどうあるうと、獨

禁止法に觸れるべき國體となる。か

うに申し上げたのであります。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、獨占禁止法に觸れるべき國體となる。か

うことで、北委員からお話をあります。但し大體さように御承認願いたいと思

ます。但しここに申し上げておきたい

ことは、純真に發展する協同組合の内

容として、もしそれが單に營利を對象

とし、單に共同のものを高く賣ろうと

いうことと、あるいは協同組合の本來

に違つたような形になつた場合

には、それは法律にどうあるうと、獨

禁止法に觸れるべき國體となる。か

うに申し上げたのであります。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、獨占禁止法に觸れるべき國體となる。か

うことで、北委員からお話をあります。但し大體さように御承認願いたいと思

ます。但しここに申し上げておきたい

ことは、純真に發展する協同組合の内

容として、もしそれが單に營利を對象

とし、單に共同のものを高く賣ろうと

いうことと、あるいは協同組合の本來

に違つたような形になつた場合

には、それは法律にどうあるうと、獨

禁止法に觸れるべき國體となる。か

うに申し上げたのであります。

○八木委員 重ねて念のために伺つておきたいのですが、獨占禁止法に觸れるべき國體となる。か

うことで、北委員からお話をあります。但し大體さように御承認願いたいと思

ます。但しここに申し上げておきたい

ことは、純真に發展する協同組合の内

容として、もしそれが單に營利を對象

とし、單に共同のものを高く賣ろうと

いうことと、あるいは協同組合の本來

に違つたような形になつた場合

には、それは法律にどうあるうと、獨

禁止法に觸れるべき國體となる。か

うに申し上げたのであります。

○平野國務大臣 私の言うておること

であります。その協同組合が結果として全國的になつたときにはよろしい。今までお伺いいたしたいたいと思います。

○平野國務大臣 私の言うておること

であります。この協同組合から發展する

ものには獨占禁止法に觸れない。これを

うして頭においていただきたい。その他

のものについては、そのやり方が間違つて獨占禁止法に觸れるような形にな

つたような場合においては、それはやむを得ない。こゝ申し上げたのです。

○重音委員 一、二點お伺いいたしました。この法案を大體見ますと、この法案に出ておりますところの指導理念と申しますと、この法案を大體見ますと、この法

案にいたりたよなものが、相當こんがらかにつておるよう考え得られるのであります。なおもつと研究してみなければ、その點はつきり申し上げるわけにはいきませんが、従いましてこの法案を立

案され候したときの指導理念といつたようなことにつきまして、この前に局長にお尋ねしたのであります。重ねて農林大臣にお尋ねいたします。

○平野國務大臣 ちよつと聞き漏らし

たのですが……。

○重音委員 この協同組合を指導していかれます上の理念といふことについてお教え願へたいと思ひます。申しま

すのは、この法案を通覽いたしまして、相嘗その點につきまして、こういう方針でいつているのかと思うと、ある

點にいきますとそれと反対の方向に向

ります。

○平野國務大臣 これは提案理由のとくに申し上げたそのままを指導理念と御解釋願いたいと思ひます。ごく簡単に申しますすれば、第一は自由の原則第二は組合の自主性といふようなところに大體の重點があるのであります。他の點について、提案理由のとくに申し上げたことを基本原則とお考え願ひます。もし具體的にこの點とこの點が矛盾するという御指摘であれば、

はつきりお申出願います。

○重音委員 その點につきましては後刻また申し上げたいと思います。

○大島(義)委員 私は三點についてお尋ねしたいのであります。實は本件に

はあまり深い關係をもつております。な

れども、明後三十日に迫る食糧委員

の選舉の問題であります。實は昨日電

報に接して急遽縣にまいりましたとこ

ろが、この食糧委員の選舉が、農林省

からただ選舉しろといふだけであつ

て、どういうふうにやれということは

一つもない。従つて町村長は十五名に

限られたその食糧委員の選舉にあつた

て、町村長のかつてな方法でできる。

そして選舉權は農家の戸主だけしかも

ない。そこでおさらにはひどいやつ

は大字に公認候補を一名づきめて地

盤割りをした場合には、その候補者だ

けが當選できるのであって、一町村單

位に立候補していかに點數をとるうと

も、それは當選できないといふよう

な、非常に妙な選舉をやつておるので

あります。そこがためにきのう私は

わざく經濟部長にも會つて、一體選

舉という文字を使う以上は、選舉とい

うものに対する社會通念があるはずで

ある。しかるにかかわらず、こういう

わけのわからぬ選舉をやるのはどうい

うわけだと質問したところが、農林省

からそれ以上の通知が來ないからどう

にもならない。こういう答辯を得てお

ります。

とであつて、しかも町村長は自動的にその委員會の委員長になるというふうにきめられておるので、町村では非常な錯覺と混亂を巻き起しております。

これに對して農林省は一體どうお考えになつてそういうことをやらせておるのか、この點を伺いたいのであります。

それが第一點。

第二點は、先般農產物價格の値上り

ころが、この印刷物を頂戴いたしまし

た。これによりますと、値上り差益金

は一錢もないという御答辯であります

が、これは事實はうそであります。現

に私の方の縣だけでも、値上り差益金

が四百萬圓以上に達しております。そ

の四百萬圓以上に達しておるという理

由は、昨年の二月に米が百五十圓値上

りになりましたときに、食糧營圃は毎

日毎日の分の拂下げを受けておるので

はない。太體一箇月分に相當する食糧

の拂下げを受けておつて、その後に突

如値上昇になつたために、販賣價格は

値上價格で消費者に渡されて、その差

益金が私の縣だけでも四百萬圓は斷じて下つていません。これは農業會長とし

てよく知つておる。従つてこれが日本

全國の計算をいたしますと莫大な數

けで十九工場あります。そのうちほんとうにかまをもつて織糸をやつておる

主要食糧の供出制度要綱が發表されております。これは新聞記者にまで発表され、新聞記者からわれくは意見を求められて、初めてこの案が出たことを知つたわけであります。しかも國

會開會中に農林専門委員といふこの委員會が現に存するにかかるらず、そ

れらでおるということと、これまで國會に案の内容も示されることなく、突如として第三者であるところの新聞記者に發表されて、われくは知らんでおるということと、これまで國會の運営がうまくいかどうか。こういふことをお尋ね申しあげたわけ

が、これは莫大な金がどう處分されておるが、どう農林省では扱われておる

再開と同時にこの生絲が相當多量に輸出されておりますので、この値上り差益金

益金というものは五億や六億の金では

ない。この莫大な金がどう處分されておるが、どう農林省では扱われておる

あります。これに對しても何のお尋ねもありません。なままたついでに

お尋ねしたいのであります。昨年の

甘諸の場合は經濟安定本部に近縣の農業會長會議がありまして、私出てまい

りましたときにも質問しておきました

が、昨年の早掘甘諸以来農家から供出

せしめた甘諸、これを食糧配給所では

直ちに消費者に配給いたしますと同時

に一貫目について四圓の金を取上げて

おります。ところが農村に對しては價

格がきまらないといふ理由で、金の拂

渡しをいたしません。それが十二月末

になつて、ようやく清算ができたわけ

であります。少くとも去年の甘諸は、金の拂

渡しをいたしません。それに對して一體どう拂

りするものとして、改選のみ通達したものと想つております。従つてそのや

り方が非常に不當であるものについて

選舉の方法は從來やつておる方法を踏

襲するものとして、改選のみ通達した

ものと思つております。従つてそのや

り方が非常によく調査したいと思いま

す。それから農產物の値上り差益金の

營圃等の取得については、ただいまこ

こに正確な数字を持つております。

これはこの前よく詳細なる説明をいたしました。それから農產物の値上り差益金の

購入を抱いていた食糧營圃は、この

利さやだけでも相當な金額になるはず

であります。それに対してもお尋ねしておきます。

お尋ね申しあげた工場が、群馬縣だ

として許可を得た工場が、群馬縣だ

としてこれをお尋ねしておきたい。

さらにもう一つは、實は二十六日に

おきたい。値上り差益金の附帶の事業

次に農業生産調整法が本委員會に相談をせずして、新聞に發表されたのは



定したのであります。この點明確に申し上げておきます。

○野溝委員長 この際委員長から発言いたします。それは特に差益金の處分の結果については、農林大臣より本委員會になるべく早く報告するということが先般の省間検査の中になりますが、來る委員會の開會までにこの處分結果につき報告書を求めます。

○的場委員 これは協同組合の事業に關する問題であります。非常に重大な問題でありますから、農林大臣にちよつとお尋ねをいたしておきます。最近これも安定本部あるいは商工省で考えられている衣料品の配給を實施しようと要綱では、從来會員に配給する衣料品は農業會等でも指定を受けて配給しておつたものが、消費組合に組織變更をしなければ配給はできない、すべて商人だけで配給をして、今後生れんとする協同組合なども、農家の作業衣等の衣料品はまつたく配給できなかつた。これが農業會の消滅するども、さくさまぎれに、商工省や安本の方でそういうものを商人だけに取扱わしめることになつて、今まで農民團體が把握しておつた権利も奪いとられ、またわれわれの権益が擁護できないようないきにしてしまつた。そのあとへ協同組合が生れるということはどうも情ないことであると思ひます。この點に對しては農林省においては異存があるや聞か及んでおりますが、農林省はどういうお考えであるのか。これに對して今後どういうところまで相談がで

きる見込みなのか。今農林省が考えておられるようなことであれば、われわれは大いに賛成ができると思うのであります。が、農林省の考えておられることがわざく聞くようなことであるのか。またはそれが實現できる可能性があるのか。衣料品取扱いに對する規定の問題がよくわからんから、よくわかるよう御説明を願い、御所見を伺いたいと思います。

○山添政府委員 衣料品の配給につきましては、過去においてもいろいろな問題があつたのであります。今回公

園制度等になりますときにおいて、ます現在の指定されている業者が中心になつていくわけであります。その場合に農業會がどういふうに扱われるか。これは農業會で指定業者とされたりが取扱い得るような形にもつて

す。そして農業會が消費組合等になつているものについては認めようといふ

に農業會がかりに強制加入等の組合の行うべき事業を考えますときも、大臣はいかにお考えになりますか、お伺いいたします。

○平野國務大臣 御趣旨の點はまつたく私も同感するところでありますので、十分さように盡力したいと思いま

す。しかしらのことについて、將來の協同組合との間で協議中でございます。そこで、ただいまの秦のとき取扱い方で

は適當でないといふうに、農林省と商工省との間で協議中でござります。しかしながらこれがどういふうになりますけれども、おそらく國民の生活必需品といふ點から見ても、農業において生産する部門が多いのであります。

○坪井委員 ただいま衣料だけでありますけれども、おそらく國民の生活必需品といふ點から見ても、農業において生産する部門が多いのであります。

○野溝委員長 この際お詰りいたしました。政府當局に四時半に退席しなければならぬ用件があるそうでござりますから、本委員會は明後三十日午前十時

に開會いたします。なお午前中議題となりました食糧供出

○野溝委員長 この點については、今度できるこの協同組合においては、農業會の當時に行つた方針を一掃して、必ずやこの計画

生産に向つて、必要以前に、これを早め退するという點から見ましても、商業者は常に利潤の回収が早いから、

何でも虚に乘じて、農民はいつも不利益を招いておる。どうかこの點につい

う問題についてほひとつ十分關心をもつて、今農林省、事務當局が考えておられるように實現されるべく、お骨折りを願いたいと思います。常に何か問題がありますと、農林省は賜慶で、安本からやられてしまつたり、商工省に引きはされたりするようでは、われわれの農林省としてまことに心細いものを感じますから、ひとつ元氣を出し、こういう問題は農民が喜ぶように

する。今度できる協同組合がすくくわれの農林省としてまことに心細いものを感じますから、ひとと元氣を出して、手遅れとなつておる。しかも時期遅れに出をいたしまして、かかる後價格の拂

いが遅かつたり、あるいはまた農家の衣服、農機具、報奨物資等がいつでも手遅れとなつておる。しかも時期遅れば、いつような観點から見まして、過去

に、決して信頼ができる得ないのであります。そのため農林當局のやり方においても、決して信頼ができる得ないのであります。今は衣料だけでありますけれども、肥料初め農機具、必需物資その他一切において、今後生産を増強して、あるいは供出をせしむるならば、むしろ計画生産において三千萬トンの米を

ます。今は衣料だけでありますけれども、肥料初め農機具、必需物資その他一切において、今後生産を増強して、あるいは供出をせしむるならば、むしろ計画生産において三千萬トンの米を

ます。今は衣料だけでありますけれども、肥料初め農機具、必需物資その他一切において、今後生産を増強して、あるいは供出をせしむるならば、むしろ計画生産において三千萬トンの米を

ます。政府當局に四時半に退席しなければならぬ用件があるそうでござりますから、本委員會は明後三十日午前十時

に開會いたします。なお午前中議題となりました食糧供出

○野溝委員長 この點については、今度できるこの協同組合においては、農業會の當時に行つた方針を一掃して、必ずやこの計

生産に向つて、必要以前に、これを早め退するという點から見ましても、商業者は常に利潤の回収が早いから、

何でも虚に乘じて、農民はいつも不利益を招いておる。どうかこの點につい

ては、今度の協同組合をつくる觀點から、農林大臣はどこまでもそれは商工業者と平等扱いをするのだ。必ず先にやるのだ、なあまた計画的にこれを實するのだという點について、農林大臣の御所見をお伺いいたします。

○野溝委員長 この點については、今度できるこの協同組合においては、農業會の當時に行つた方針を一掃して、必ずやこの計

生産に向つて、必要以前に、これを早め退するという點から見ましても、商業者は常に利潤の回収が早いから、

何でも虚に乗じて、農民はいつも不利益を招いておる。どうかこの點につい